

消費者相談の事例から

架空請求ハガキに注意!

No.178

法務省関連を装ったところからハガキが届いたという相談が急増しています。

ハガキには「裁判所に訴状が提出された」「財産の差し押さえをする」などの脅し文句で不安にさせ、訴訟取り下げ等について相談するよう誘導しています。

《事例1》
「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。連絡なき場合は、財産を差し押さえると言われている。契約不履行と言われている。ハガキに書かれている取り下げ相談窓口を電話をした。私が「総合消費料金とは何か」と尋ねると、窓口は「答えられない。弁護士に相談しろ」と言った。教えられた弁護士に連絡すると、ネットギフトカードを10万円

分用意するよう言われた。コンビニで10万円分のギフトカードを購入し、裏面の番号の欄を擦ると番号が現れ、その番号を教えた。本当に訴訟を取り下げられるのか。

60歳代 男性

《事例2》

「料金未納、最終通告」というハガキが届いた。連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、財産の差し押さえをするという記載があった。取り下げ最終期日が迫っていたので、慌てて電話をしたところ「心配しなくてよい。弁護士会に電話を」と言われ、教えられた電話番号に電話をした。弁護士を名乗る男性が出て、別の会社の電話番号を教えられたが何かおかしいと思う。どうすればよいか。

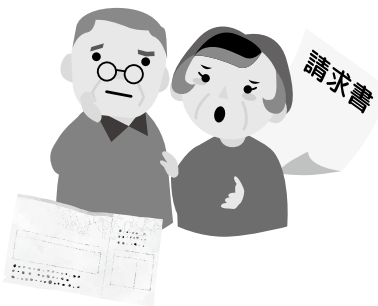
50歳代 女性

◎消費生活センターより

裁判や差し押さえなど不安になるような内容で脅し、取り下げ最終期日ギリギリに送付し、「プライバシー保護のため、必ず本人が連絡を」などと電話をかけさせ、お金を取ろうとする詐欺の手口です。

○「国民訴訟通達管理センター」、「民事訴訟管理センター」等からハガキが届いても、決して相手に連絡をしなせず、無視をしてください。

○不安を感じたり対処に困った場合には、消費生活センターに相談してください。



お問い合わせは、

消費生活センター(2階)

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

文芸コーナー

最後の募金

金網あき子

五十余年連れそった連れ合いを亡くし
くよくよ めそめそしているとき
突然記憶の彼方から あの日の大津波が
蘇った

めそめそするな

涙ぐんでいる私を遺影のお父さんが睨んだ

東日本大震災の後

母さん少額でも良い

募金してこないかと連れ合いは言う

父さんの気持ちなんだ

私は近くの郵便局から役所に送金したことを

告げた

いくら送ったと聞くので 指でこれだけと

告げると

そうかと うなづく顔が 明るんだ

この世を去りゆく者として

お世話になった社会への少しでも恩返し

だったのでしよう

それから数日して連れ合いは亡くなりました

厳しい反面

こんな優しさがあった人でした

大丈夫

めそめそしないで

元気に生きていきます

◎選評 斎藤正敏

自身の寿命が尽きようという時に東日本大震災への募金を考える御主人の人となりがみえる作品です。夫婦としての五十余年。充実したものであったのでしょうか。

- 偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
- 投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。